

銀行	法施行規則第34条の26	三井住友 フィナンシャルグループ
銀行	持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項	
	経営の組織(銀行持株会社の子会社等(法第52条の25に規定する子会社等(法第52条の29第1項前段に規定する	
	説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く)以下この項において同じ)の経営管理に係る体制を含む、	21 22
2	む) 資本金及び発行済株式の総数	31、33
	貝本並及び発行消休式の総数 持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項	
٥.		118
	①氏名(株主が法人その他の団体である場合には、その名称) ②各株主の持株数	118
	②音杯主の行体数 ③発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	118
1	取締役及び監査役の氏名及び役職名	32
	会計監査人の氏名又は名称	73
٦.	五山血直入の以口又は石村	
銀行	持株会社及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項	
6.	銀行持株会社及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	資料編冒頭、 31、33、34、38~43
7.	銀行持株会社の子会社等に関する次に掲げる事項	
	①名称	40~43
	②主たる営業所又は事務所の所在地	40~43
	③資本金又は出資金	40~43
	④事業の内容	40~43
	⑤設立年月日	40~43
	⑥銀行持株会社が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	40~43
	⑦銀行持株会社の1.の子会社等以外の子会社等が保有する当該1.の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の 議決権に占める割合	40~43
8.	持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの 直近の事業年度における事業の概況 直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	本編102~105
9.	直近のD連結云前中度における主要な未務の状況を小り指標として次に拘ける事項 ()経常収益	72
	②経常利益又は経常損失	72
	②親会社株主に帰属する当期純利益若しくは親会社株主に帰属する当期純損失	72
	② 税 云 仁 怀 王 に が 属 す る 三 射 祀 竹 並 石 ひ く は 税 云 社 怀 王 に が 属 す る 三 射 祀 頂 大 ④ 包括 利 益	72
	⑤純資産額	72
	<u>・ の総資産額</u> ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	72
	② 心見性報 ② 連結自己資本比率	72
	持株会社及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
	連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書	73~75、77~78
11.	貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
	①破綻先債権に該当する貸出金	115
	②延滞債権に該当する貸出金	115
	③3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	115
	④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	115
	自己資本の充実の状況	133~204
	経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項(12.に掲げる事項を除く)	205~206
	連結財務諸表規則第15条の2第1項に規定するセグメント情報	104
	銀行持株会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第 193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	73
16.	連結自己資本比率及び連結レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	133
報酬	等に関する事項	357~360

	法施行規則第19条の2(単体)	三井住友銀行
お行ん	の概況及び組織に関する次に掲げる事項	
	経営の組織(当該銀行が他の銀行又は銀行持株会社の子会社でない場合にあっては、当該銀行の子会社等(法第 21条第一項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く)の経営管理に係る体制を 含む)	38~39
2.	持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項	
	①氏名(株主が法人その他の団体である場合には、その名称)	275
	②各株主の持株数	275
	③ 発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	275
2	取締役及び監査役の氏名及び役職名	35~37
	会計監査人の氏名又は名称	237
	営業所の名称及び所在地	44~69
	当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者に関する次に掲げる事項	44,005
Ο.		E 1 - E
	①当該銀行代理業者の商号、名称又は氏名	54~55
	②当該銀行代理業者が当該銀行のために銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称	54~55
行(の主要な業務の内容(信託業務を営む場合においては、信託業務の内容を含む)	資料編冒頭
行(の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの	
7.	直近の事業年度における事業の概況	本編102~105
8.	直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
	①経常収益	207
	②経常利益又は経常損失	207
	③当期純利益又は当期純損失	207
	② 二次がける 二次が 100 元次 1 元 1 元 1 元 1 元 1 元 1 元 1 元 1 元 1 元	207
	⑤純資産額	207
	(の総資産額	207
	<u> </u>	207
		-
	⑧貸出金残高	207
	⑨有価証券残高	207
	⑩単体自己資本比率(法第14条の2第1号に規定する基準に係る算式により得られる比率)	207
		207
	②従業員数	207
9.	直近の2事業年度における業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務 純益(投資信託解約損益を除く。)	260
Ü.	直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの	
	①資金運用収支	260
	②役務取引等収支	260
	③特定取引収支	260
	④その他業務収支	260
1.	直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用勘定並びに資金調達勘定の	
	①平均残高	260~261
	②利息	260~261
	③利回り	260~261
	- (4) 資金利ざや - (1) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	274
2.	直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの受取利息及び支払利息の増減	262
	直近の2事業年度における総資産経常利益率及び資本経常利益率	274
	直近の2事業年度における総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	274
	直近の2事業年度における国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの流動性預金、定期性預金、譲渡性預金 その他の預金の平均残高	264
6.	直近の2事業年度における固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残存期間 別の残高	265
7.	直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	266
8.	直近の2事業年度における固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残存期間別の残高	267
		207
	18711777.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1	
	直近の2事業年度における担保の種類別(有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分)の貸出金残高 及び支払承諾見返額	266、277

21.	直近の2事業年度における業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	267
22.	直近の2事業年度における中小企業等に対する貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	268
23.	直近の2事業年度における特定海外債権残高の5パーセント以上を占める国別の残高	269
24.	直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値及び期中平均値	274
25.	直近の2事業年度における有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分)の残存期間別の残高	273
26.	直近の2事業年度における国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの有価証券の種類別(国債、地方債、短期 社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分)の平均残高	272
27.	直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預証率の期末値及び期中平均値	274
	の業務の運営に関する次に掲げる事項	上 /=00 01 7 01
	リスク管理の体制	本編88~91、7~21
	法令遵守の体制	本編92~93
	中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	25~26
31.	法第12条の3第1項第1号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称	22
銀行	の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
32.	貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書	237~243
33.	賞出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
	①破綻先債権に該当する貸出金	269
	②延滞債権に該当する貸出金	269
	③3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	269
	④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	269
34.	自己資本の充実の状況	342~352
	経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項(34.に掲げる事項を除く)	353~354
	有価証券に関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	248~249
	金銭の信託に関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	250
	第13条の3第1項第5号イからホまでに掲げる取引に関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	251~254
	貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	268
	貸出金償却の額	269
	銀行が貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	237
42.	単体自己資本比率及び単体レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	342
報酬	等に関する事項	361~364
信託	業務に関する事項	
43.	信託業務の内容	資料編冒頭
44.	直近の5事業年度における信託業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
	①信託報酬	207
	②信託勘定貸出金残高	207
	③信託勘定有価証券残高	207
	④信託財産額	207
45.	直近の2事業年度における信託業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
	①信託財産残高表(注記事項を含む)	278
	②金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託(以下「金銭信託等」という)の受託残高	278
	③元本補填契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む)の種類別の受託残高	278
	④元本補填契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む)に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額	278
	⑤信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高	279
	⑥金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの運用残高	279
	⑦金銭信託等に係る貸出金の科目別(証書貸付、手形貸付及び割引手形の区分)の残高	279
	⑧金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の残高	280
	⑨担保の種類別(有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分)の金銭信託等に係る貸出金残高	280
	⑩使途別(設備資金及び運転資金の区分)の金銭信託等に係る貸出金残高	280
	⑪業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	280
	⑩中小企業等に対する金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	281
	③全銭信託等に係る右価証券の種類別(国債 地方債 短期社債 社債及び株式その他の証券の区分)の残高	281

金融	蛛機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条(単体・資産の査定の基準)	三井住友銀行
1.	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	270~271
	た た た た に た に た に た に た に た に に に に に に に に に に に に に	270~271
	要管理債権	270~271
	正常債権	270~271
٠.	шике	270 271
銀行	テ法施行規則第19条の3(連結)	三井住友銀行
銀行	及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項	
1.	銀行及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	資料編冒頭、34
2.	銀行の子会社等に関する次に掲げる事項	
	①名称	40~43
	②主たる営業所又は事務所の所在地	40~43
	- (3) 資本金又は出資金	40~43
	- (4)事業の内容	40~43
	⑤設立年月日	40~43
	⑥銀行が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	40~43
	⑦銀行の1.の子会社等以外の子会社等が保有する当該1.の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に 占める割合	40~43
銀行	及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの	
3.	直近の事業年度における事業の概況	本編45~61、2
4.	直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
	①経常収益	207
	②経常利益又は経常損失	207
	③親会社株主に帰属する当期純利益若しくは親会社株主に帰属する当期純損失	207
		207
	<u> </u>	207
	- CONTROL CO	207
	⑦連結自己資本比率	207
	- October 1971	
銀行	及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
5.	連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書	208~210、212~213
6.	貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
	①破綻先債権に該当する貸出金	269
	②延滞債権に該当する貸出金	269
	③3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	269
	④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	269
7.	自己資本の充実の状況	283~339
8.	経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項(7.に掲げる事項を除く)	340~341
9.	連結財務諸表規則第15条の2第1項に規定するセグメント情報	236
10.	銀行が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2 の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	208
11.	連結自己資本比率及び連結レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	283
報酬	等に関する事項	361~364
信語	£業法施行規則第43条第3項	三井住友銀行
法筆	50条の2第1項の登録を受けた者の概況及び組織に関する次に掲げる事項	
	商号	2
	10つ 沿革及び経営の組織	2、38~39
	グロースの 付き の 付き の 付き の 付き の 代名 及び 役職 名	35~37
	投資及の未務でも利用する社員の氏句及の投職句 信託法第3条第3号に掲げる方法によってする信託に係る事務を行う主たる営業所並びにその他の営業所の名	33 *3/
→.	「日本の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の	282

5. 営んでいる業務の種類	資料編冒頭
法第50条の2第1項の登録を受けた者の業務の状況に関する次に掲げる事項	
伝第30米の2第1項の登録を支げた省の条務の状況に関する次に掲げる事項 6. 直近の事業年度における信託法第3条第3号に掲げる方法によってする信託に係る事務の概要	282
7. 直近の5事業年度における信託法第3条第3号に掲げる方法によってする信託に係る事務の状況を示す指標とし	
て次に掲げる事項	
①信託報酬	282
②信託財産額	282
③信託財産の概要	282
8. 直近の2事業年度における信託財産の状況を示す指標として次に掲げる事項	
①信託財産残高表	282
②信託財産の種類ごとの件数、元本額	282
9. 信託財産の分別管理の状況	282
10. 信託法第3条第3号に掲げる方法によってする信託に係る事務以外の業務の状況	本編102~105
法第50条の2第1項の登録を受けた者の直近の3事業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げる事項	
11. 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書	237~243
12. 11.に掲げる書類について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合にはその旨	237
	1 /
法第50条の2第1項の登録を受けた者の内部管理の状況に関する事項	本編64~71
子会社等を有する場合にあっては、法第50条の2第1項の登録を受けた者及びその子会社等の直近の3事業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げる事項	
13. 法第50条の2第1項の登録を受けた者及びその子会社等の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書	208~210、212~213
14. 13.に掲げる書類について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合にはその旨	208
法第50条の2第1項の登録を受けた者を連結子会社とする者(当該者を連結子会社とする者を除く)がいる場合にあっては、当該者及び同項の登録を受けた者の直近の3事業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げる事項	
15. 当該者及び法第50条の2第1項の登録を受けた者の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書	73~75、77~78
16. 15.に掲げる書類について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合にはその旨	73.575, 77.578
; ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	
法第50条の2第1項の登録を受けた者が法第23条の2第1項第1号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称	22
	三井住友
平成26年金融庁告示第7号第7条2項	フィナンシャルグループ
(資本の構成に関する開示事項)	
自己資本の構成に関する開示事項	133~136
平成26年金融庁告示第7号第7条3項	三井住友 フィナンシャルグループ
(白地仙本明二本本)	
(定性的な開示事項)	
連結の範囲に関する次に掲げる事項	
1. 持株自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「持株会社グループ」という)に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因	133
2. 持株会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容	133
3. 持株自己資本比率告示第9条の規定が適用される金融業務を営む関連法人等の数、名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容	133
4. 持株会社グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び持株会社グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容	122
容 5. 持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要	133
自己資本の充実度に関する評価方法の概要	本編88~91
持株会社グループ全体のリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続き及び体制の概要	本編88~91、7~20

信用リスク(第5号に規定するもの及び第6号のリスクに該当するものを除く)に関する次に掲げる事項 1. リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要 9~14、142~145、158 2. 会計上の引当て及び償却に関する基準の概要 138 3. 標準的手法採用行にあっては、エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等(適格格付機関、経済協力開発機構及び輸出信用機関をいう)の名称(使用する適格格付機関等を変更した場 合にあっては、その理由を含む) 158 4. 内部格付手法採用行にあっては、次に掲げる事項 ①信用リスク・アセットの額を算出する手法の種類ごとの資産区分別のEAD(標準的手法が適用されるポートフォリオにあっては、エクスポージャーの額)がEADの総額に占める割合 145 ②内部格付手法の適用範囲の決定に係る経緯 142 ③内部格付制度の概要及び当該制度に関する次に掲げる事項の概要 (i) 資産区分ごとの格付付与手続 142~144 (ii) パラメーター推計(PD、LGD及びEADの推計をいう)及びその検証体制 145 (iii) 内部格付制度並びに使用するモデルの開発及び管理等に係る運営体制 10~11 ④①から③までに掲げるもののほか、次の表の上欄及び中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄 に定める事項 内部格付手法を段階的に適用する計画がない場合 内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分がないとき 使用する内部格付手法の種類 158 158 内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分があるとき 一 使用する内部格付手法の種類 二 内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲 三 内部格付手法の適用を除外する事業単位(多数である場合にあっては、主な事業単位)又は資産区分 の節囲 内部格付手法を段階的に適用する計画がある場合 内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分がないとき 使用する内部格付手法の種類 内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲 三 当該計画の対象となる事業単位又は資産区分の範囲 四 前号の範囲に適用する信用リスク・アセットの額を算出する手法の種類 内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分があるとき 使用する内部格付手法の種類 内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲 当該計画の対象となる事業単位又は資産区分の範囲 四 前号の範囲に適用する信用リスク・アセットの額を算出する手法の種類 五 内部格付手法の適用を除外する事業単位(多数である場合にあっては、主な事業単位)又は資産区分 の範囲 信用リスク削減手法(派生商品取引、レポ形式の取引、信用取引、有価証券の貸付け、現金又は有価証券による担保 の提供、長期決済期間取引その他これらに類する取引に関連して用いられる信用リスク削減手法を除く)に関するリ スクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要 161 カウンターパーティ信用リスクに関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要(当該カウンタ -パーティ信用リスクの削減手法に関するものを含む) 162 証券化取引に係るリスクに関する次に掲げる事項 1. リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要 173 2. 持株自己資本比率告示第226条第1項第1号から第4号まで(持株自己資本比率告示第280条の2第2項において 準用する場合を含む)に規定する体制の整備及びその運用状況の概要 173 3. 証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の名称及 証券にはいき皆体を分かり、記一量の資産にいる証券に扱うにようにない。 び当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別並びに持株会社グループの子法 人等(連結子法人等を除く)及び関連法人等のうち、当該持株会社グループが行った証券化取引(当該持株会社グ ループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む)に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、 当該持株会社グループがその経営に関与し又は助言を提供しているものの名称 173 4. 契約外の信用補完等を提供している証券化目的導管体の名称及び当該証券化目的導管体ごとの当該契約外の信 用補完等による自己資本への影響 174 5. 証券化取引に関する会計方針 174

6. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称(使用する適格 格付機関を変更した場合にあっては、その理由を含む)	174
7. 内部評価方式を使用している場合には、その概要	_
マーケット・リスクに関する次に掲げる事項(持株自己資本比率告示第2条各号の算式にマーケット・リスク相当額 に係る額を算入する場合に限る)	
1. リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	14~17
2. 内部モデル方式を使用する場合におけるモデルの概要及び適用範囲	15~16、185
± 001 2 11 11 7 7 1 1 11 7 7 1 1 11 7 2 1 1 11 7 2 1 1 1 1	
オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項	17- 10
1. リスク管理の方針及び手続の概要 2. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称(部分的に先進的計測手法を適用する場合にあ	17~19
っては、各手法の適用範囲を含む)	188
3. 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項	
①当該手法の概要	17~19
②保険によるリスク削減の有無(保険によるリスク削減を行った場合にあっては、保険の利用方針及び概要を 含む)	188
出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	184
金利リスク(マーケット・リスク相当額の算出の対象となっているものを除く。別紙様式第2号第26面及び別紙様式 第4号第21面を除き、以下同じ)に関する次に掲げる事項	
1. リスク管理の方針及び手続の概要	187
2. 金利リスクの算定手法の概要	187
	189~193
連結貸借対照表の科目が別紙様式第5号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明	
	104 106
連結貸借対照表の科目が別紙様式第5号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明 自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異及びその要因に関する説明	194~196
	194~196 三井住友 フィナンシャルグループ
自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異及びその要因に関する説明平成26年金融庁告示第7号第7条4項	三井住友
自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異及びその要因に関する説明 平成26年金融庁告示第7号第7条4項 (定量的な開示事項)	三井住友
自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異及びその要因に関する説明平成26年金融庁告示第7号第7条4項	三井住友
自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異及びその要因に関する説明 平成26年金融庁告示第7号第7条4項 (定量的な開示事項) その他金融機関等(持株自己資本比率告示第8条第8項第1号に規定するその他金融機関等をいう)であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下	三井住友 フィナンシャルグループ
自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異及びその要因に関する説明 平成26年金融庁告示第7号第7条4項 (定量的な開示事項) その他金融機関等(持株自己資本比率告示第8条第8項第1号に規定するその他金融機関等をいう)であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額 信用リスク(第2条第3項第5号に規定するもの、同項第6号のリスクに該当するもの、及び次号に規定するものを除	三井住友 フィナンシャルグループ
自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異及びその要因に関する説明 平成26年金融庁告示第7号第7条4項 (定量的な開示事項) その他金融機関等(持株自己資本比率告示第8条第8項第1号に規定するその他金融機関等をいう)であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額 信用リスク(第2条第3項第5号に規定するもの、同項第6号のリスクに該当するもの、及び次号に規定するものを除く)に関する次に掲げる事項	三井住友 フィナンシャルグループ
自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異及びその要因に関する説明 平成26年金融庁告示第7号第7条4項 (定量的な開示事項) その他金融機関等(持株自己資本比率告示第8条第8項第1号に規定するその他金融機関等をいう)であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額 信用リスク(第2条第3項第5号に規定するもの、同項第6号のリスクに該当するもの、及び次号に規定するものを除く)に関する次に掲げる事項 1. 次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの期末残高及びそれらの主な種類別の内訳	三井住友 フィナンシャルグループ
自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異及びその要因に関する説明 平成26年金融庁告示第7号第7条4項 (定量的な開示事項) その他金融機関等(持株自己資本比率告示第8条第8項第1号に規定するその他金融機関等をいう)であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額 信用リスク(第2条第3項第5号に規定するもの、同項第6号のリスクに該当するもの、及び次号に規定するものを除く)に関する次に掲げる事項 1. 次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの期末残高及びそれらの主な種類別の内訳 ①地域別 ②業種別 ③残存期間別	三井住友 フィナンシャルグループ 133
自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異及びその要因に関する説明 平成26年金融庁告示第7号第7条4項 (定量的な開示事項) その他金融機関等(持株自己資本比率告示第8条第8項第1号に規定するその他金融機関等をいう)であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額 信用リスク(第2条第3項第5号に規定するもの、同項第6号のリスクに該当するもの、及び次号に規定するものを除く)に関する次に掲げる事項 1. 次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの期末残高及びそれらの主な種類別の内訳 ①地域別 ②業種別	三井住友 フィナンシャルグループ 133
自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異及びその要因に関する説明 平成26年金融庁告示第7号第7条4項 (定量的な開示事項) その他金融機関等(持株自己資本比率告示第8条第8項第1号に規定するその他金融機関等をいう)であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額 信用リスク(第2条第3項第5号に規定するもの、同項第6号のリスクに該当するもの、及び次号に規定するものを除く)に関する次に掲げる事項 1. 次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの期末残高及びそれらの主な種類別の内訳 ①地域別 ②業種別 ③残存期間別 2. 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則(平成10年金融再生委員会規則第2号)第4条第2項、第3項又は第4項に規定する債権に係る債務者のエクスポージャーの期末残高、当該期末残高に対応して計上さ	三井住友 フィナンシャルグループ 133
自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異及びその要因に関する説明 平成26年金融庁告示第7号第7条4項 (定量的な開示事項) その他金融機関等(持株自己資本比率告示第8条第8項第1号に規定するその他金融機関等をいう)であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額 信用リスク(第2条第3項第5号に規定するもの、同項第6号のリスクに該当するもの、及び次号に規定するものを除く)に関する次に掲げる事項 1. 次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの期末残高及びそれらの主な種類別の内訳 ①地域別 ②業種別 ③残存期間別 2. 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則(平成10年金融再生委員会規則第2号)第4条第2項、第3項又は第4項に規定する債権に係る債務者のエクスポージャーの期末残高、当該期末残高に対応して計上されている引当金の額及び当該エクスポージャーに係る償却額並びにこれらの次に掲げる区分ごとの内訳	三井住友 フィナンシャルグループ 133 140 140 140
自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異及びその要因に関する説明 平成26年金融庁告示第7号第7条4項 (定量的な開示事項) その他金融機関等(持株自己資本比率告示第8条第8項第1号に規定するその他金融機関等をいう)であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額 信用リスク(第2条第3項第5号に規定するもの、同項第6号のリスクに該当するもの、及び次号に規定するものを除く)に関する次に掲げる事項 1. 次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの期末残高及びそれらの主な種類別の内訳 ①地域別 ②業種別 ③残存期間別 2. 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則(平成10年金融再生委員会規則第2号)第4条第2項、第3項又は第4項に規定する債権に係る債務者のエクスポージャーの期末残高、当該期末残高に対応して計上されている引当金の額及び当該エクスポージャーに係る償却額並びにこれらの次に掲げる区分ごとの内訳 ①地域別	三井住友 フィナンシャルグループ 133 140 140 140
自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異及びその要因に関する説明 平成26年金融庁告示第7号第7条4項 (定量的な開示事項) その他金融機関等(持株自己資本比率告示第8条第8項第1号に規定するその他金融機関等をいう)であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額 (信用リスク(第2条第3項第5号に規定するもの、同項第6号のリスクに該当するもの、及び次号に規定するものを除く)に関する次に掲げる事項 1. 次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの期末残高及びそれらの主な種類別の内訳 ①地域別 ②業種別 ③残存期間別 2. 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則(平成10年金融再生委員会規則第2号)第4条第2項、第3項又は第4項に規定する債権に係る債務者のエクスポージャーの期末残高、当該期末残高に対応して計上されている引当金の額及び当該エクスポージャーに係る償却額並びにこれらの次に掲げる区分ごとの内訳 ①地域別 ②業種別 3. 延滞期間別のエクスポージャーの期末残高 4. 経営再建又は支援を図ることを目的として貸出条件の緩和を実施した債権(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条第2項に規定する破産更生債権及びこれらに準づる債権、同条第3項に規定する危険債権又は同条第4項に規定するこ月以上延滞債権に該当するものを除う。債務者のエクスポージャーの期末残高のうち、負出条件の緩和を実施したことに伴い、当該エクスポージャーに係る引当金の額を増加させ	三井住友 フィナンシャルグループ 133 140 140 141 141 141
自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異及びその要因に関する説明 平成26年金融庁告示第7号第7条4項 (定量的な開示事項) その他金融機関等(持株自己資本比率告示第8条第8項第1号に規定するその他金融機関等をいう)であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額 信用リスク(第2条第3項第5号に規定するもの、同項第6号のリスクに該当するもの、及び次号に規定するものを除く)に関する次に掲げる事項 1. 次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの期末残高及びそれらの主な種類別の内訳 ①地域別 ②業種別 3残存期間別 2. 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則(平成10年金融再生委員会規則第2号)第4条第2項、第3項又は第4項に規定する債権に係る債務者のエクスポージャーの期末残高、当該期末残高に対応して計上されている引当金の額及び当該エクスポージャーに係る償却額並びにこれらの次に掲げる区分ごとの内訳 ①地域別 ②業種別 3. 延滞期間別のエクスポージャーの期末残高 4. 経営再建又は支援を図ることを目的として貸出条件の緩和を実施した債権(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条第2項に規定する危険債権又は同条第4項に規定する危険債権又は同条第4項に規定する方の険債権で以ば同条第4項に規定する危険債権で以ば同条第4項に規定する方の険債権に該当するものを除く)に係る債務者のエクスポージャーの期末残高のうち、貸出条件の緩和を実施したことに伴い、当該エクスポージャーに係る引当金の額を増加させたものの額及びそれ以外のものの額	三井住友 フィナンシャルグループ 133 140 140 140 141
自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異及びその要因に関する説明 平成26年金融庁告示第7号第7条4項 (定量的な開示事項) その他金融機関等(持株自己資本比率告示第8条第8項第1号に規定するその他金融機関等をいう)であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額 信用リスク(第2条第3項第5号に規定するもの、同項第6号のリスクに該当するもの、及び次号に規定するものを除く)に関する次に掲げる事項 1. 次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの期末残高及びそれらの主な種類別の内訳 ①地域別 ②業種別 ③残存期間別 2. 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則(平成10年金融再生委員会規則第2号)第4条第2項、第3項又は第4項に規定する債権に係る債務者のエクスポージャーの期末残高、当該期末残高に対応して計上されている引当金の額及び当該エクスポージャーに係る償却額並びにこれらの次に掲げる区分ごとの内訳①地域別 ②業種別 3. 延滞期間別のエクスポージャーの期末残高 4. 経営再建又は支援を図ることを目的として貸出条件の緩和を実施した債権(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条第2項、規定する破産更生債権及びこれらに準ずる債権、同条第3項に規定する危険債権又は同条第4項に規定する三月以上延滞債権に該当するものを除く)に係る債務者のエクスポージャーの期末残高のうち、貸出条件の緩和を実施したことに伴い、当該エクスポージャーに係る引当金の額を増加させたものの額及びそれ以外のものの額	三井住友 フィナンシャルグループ 133 140 140 140 141 141
自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異及びその要因に関する説明 平成26年金融庁告示第7号第7条4項 (定量的な開示事項) その他金融機関等(持株自己資本比率告示第8条第8項第1号に規定するその他金融機関等をいう)であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額 信用リスク(第2条第3項第5号に規定するもの、同項第6号のリスクに該当するもの、及び次号に規定するものを除く)に関する次に掲げる事項 1. 次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの期末残高及びそれらの主な種類別の内訳 ①地域別 ②業種別 ③残存期間別 2. 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則(平成10年金融再生委員会規則第2号)第4条第2項、第3項又は第4項に規定する債権に係る債務者のエクスポージャーの期末残高、当該期末残高に対応して計上されている引当金の額及び当該エクスポージャーに係る償却額並びにこれらの次に掲げる区分ごとの内訳 ①地域別 ②業種別 3. 延滞期間別のエクスポージャーの期末残高 4. 経営再建又は支援を図ることを目的として貸出条件の緩和を実施した債権(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条第2項に規定する危険債権又は同条第4項に規定する三月以上延滞債権に該当するものを除く)に係る債務者のエクスポージャーの期末残高のうち、貸出条件の緩和を実施したことに伴い、当該エクスポージャーに係る引当金の額を増加させたものの額及びそれ以外のものの額	三井住友 フィナンシャルグループ 133 140 140 141 141 141

2. 持株自己資本比率告示第54条の5第6項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は持株自己資本比率告示第145条第7項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクス	
ーフャースは行体自己負本比率ロ小第143未第/項の規定により信用リスフ・アピットの観を昇出するエフスポージャー	157
3. 持株自己資本比率告示第54条の5第9項第1号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャ	
ー又は持株自己資本比率告示第145条第10項第1号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセット の額を算出するエクスポージャー	157
4. 持株自己資本比率告示第54条の5第9項第2号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャ	
ー又は持株自己資本比率告示第145条第10項第2号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセット の額を算出するエクスポージャー	157
5. 持株自己資本比率告示第54条の5第10項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告	
示第145条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	157
定量的な開示事項は、前項に掲げる事項のほか、別紙様式第2号により作成しております。	
亚代尔尔人动作生三位7月位7名5节	三井住友
平成26年金融庁告示第7号第7条5項	<u>フィナンシャルグループ</u>
(レバレッジ比率に関する開示事項)	
持株レバレッジ比率に関する開示事項	
1. 持株レバレッジ比率の構成に関する事項	200
2. 前連結会計年度の持株レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因(当該差異がある場合に限る)	200
	二++/六七
平成26年金融庁告示第7号第7条6項	三井住友 フィナンシャルグループ
(TLACに関する開示事項)	
1. 外部総損失吸収力及び資本再構築力の構成等に関する事項	201
2. 内部総損失吸収力及び資本再構築力の債権者順位等に関する事項	202~203
3. 外部総損失吸収力及び資本再構築力の債権者順位等に関する事項	204
亚代26年全融产生三篇7日第2名2百	—++/ >+ >=/-
平成26年金融庁告示第7号第2条2項	三井住友銀行
(資本の構成に関する開示事項)	
自己資本の構成に関する開示事項	342~345
平成26年金融庁告示第7号第2条3項	三井住友銀行
(c) W. 46. 45. BB = - ±1.75.	
(定性的な開示事項) 金利リスク(マーケット・リスク相当額の算出の対象となっているものを除く。別紙様式第2号第26面及び別紙様式	
第4号第21面を除き、以下同じ)に関する次に掲げる事項	
	187、347
第4号第21面を除き、以下同じ)に関する次に掲げる事項	187、347 187、347
第4号第21面を除き、以下同じ)に関する次に掲げる事項 1. リスク管理の方針及び手続の概要 2. 金利リスクの算定手法の概要	187、347
第4号第21面を除き、以下同じ)に関する次に掲げる事項 1. リスク管理の方針及び手続の概要	
第4号第21面を除き、以下同じ)に関する次に掲げる事項 1. リスク管理の方針及び手続の概要 2. 金利リスクの算定手法の概要	187、347
第4号第21面を除き、以下同じ)に関する次に掲げる事項 1. リスク管理の方針及び手続の概要 2. 金利リスクの算定手法の概要 貸借対照表の科目が別紙様式第1号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明 自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と貸借対照表計上額との差異及びその要因に関する説明	187、347 348~351
第4号第21面を除き、以下同じ)に関する次に掲げる事項 1. リスク管理の方針及び手続の概要 2. 金利リスクの算定手法の概要 貸借対照表の科目が別紙様式第1号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明	187、347
第4号第21面を除き、以下同じ)に関する次に掲げる事項 1. リスク管理の方針及び手続の概要 2. 金利リスクの算定手法の概要 貸借対照表の科目が別紙様式第1号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明 自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と貸借対照表計上額との差異及びその要因に関する説明	187、347 348~351
第4号第21面を除き、以下同じ)に関する次に掲げる事項 1. リスク管理の方針及び手続の概要 2. 金利リスクの算定手法の概要 貸借対照表の科目が別紙様式第1号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明 自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と貸借対照表計上額との差異及びその要因に関する説明 平成26年金融庁告示第7号第2条5項	187、347 348~351
第4号第21面を除き、以下同じ)に関する次に掲げる事項 1. リスク管理の方針及び手続の概要 2. 金利リスクの算定手法の概要 貸借対照表の科目が別紙様式第1号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明 自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と貸借対照表計上額との差異及びその要因に関する説明 平成26年金融庁告示第7号第2条5項 (定量的な開示事項) 定量的な開示事項は、前項に掲げる事項のほか、別紙様式第2号により作成しております。	187、347 348~351 ————————————————————————————————————
第4号第21面を除き、以下同じ)に関する次に掲げる事項 1. リスク管理の方針及び手続の概要 2. 金利リスクの算定手法の概要 貸借対照表の科目が別紙様式第1号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明 自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と貸借対照表計上額との差異及びその要因に関する説明 平成26年金融庁告示第7号第2条5項 (定量的な開示事項) 定量的な開示事項は、前項に掲げる事項のほか、別紙様式第2号により作成しております。 平成26年金融庁告示第7号第2条6項	187、347 348~351
第4号第21面を除き、以下同じ)に関する次に掲げる事項 1. リスク管理の方針及び手続の概要 2. 金利リスクの算定手法の概要 貸借対照表の科目が別紙様式第1号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明 自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と貸借対照表計上額との差異及びその要因に関する説明 平成26年金融庁告示第7号第2条5項 (定量的な開示事項) 定量的な開示事項は、前項に掲げる事項のほか、別紙様式第2号により作成しております。	187、347 348~351 ————————————————————————————————————
第4号第21面を除き、以下同じ)に関する次に掲げる事項 1. リスク管理の方針及び手続の概要 2. 金利リスクの算定手法の概要 貸借対照表の科目が別紙様式第1号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明 自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と貸借対照表計上額との差異及びその要因に関する説明 平成26年金融庁告示第7号第2条5項 (定量的な開示事項) 定量的な開示事項は、前項に掲げる事項のほか、別紙様式第2号により作成しております。 平成26年金融庁告示第7号第2条6項 (レバレッジ比率に関する開示事項) 単体レバレッジ比率に関する開示事項	187、347 348~351 ————————————————————————————————————
第4号第21面を除き、以下同じ)に関する次に掲げる事項 1. リスク管理の方針及び手続の概要 2. 金利リスクの算定手法の概要 貸借対照表の科目が別紙様式第1号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明 自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と貸借対照表計上額との差異及びその要因に関する説明 平成26年金融庁告示第7号第2条5項 (定量的な開示事項は、前項に掲げる事項のほか、別紙様式第2号により作成しております。 平成26年金融庁告示第7号第2条6項 (レバレッジ比率に関する開示事項) 単体レバレッジ比率に関する開示事項 1. 単体レバレッジ比率の構成に関する事項	187、347 348~351 — 三井住友銀行 三井住友銀行
第4号第21面を除き、以下同じ)に関する次に掲げる事項 1. リスク管理の方針及び手続の概要 2. 金利リスクの算定手法の概要 貸借対照表の科目が別紙様式第1号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明 自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と貸借対照表計上額との差異及びその要因に関する説明 平成26年金融庁告示第7号第2条5項 (定量的な開示事項) 定量的な開示事項は、前項に掲げる事項のほか、別紙様式第2号により作成しております。 平成26年金融庁告示第7号第2条6項 (レバレッジ比率に関する開示事項) 単体レバレッジ比率に関する開示事項	187、347 348~351 ————————————————————————————————————

平成26年金融庁告示第7号第4条2項	三井住友銀行
(資本の構成に関する開示事項)	
自己資本の構成に関する開示事項	283~286
	203 200
平成26年金融庁告示第7号第4条3項	三井住友銀行
(定性的な開示事項)	
連結の範囲に関する次に掲げる事項	
1. 自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下この号において 「連結ブループ」という)に属する会社と連結財務諸表規則第5条に規定する連結の範囲(以下「会計連結範囲」という)に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因	283
2. 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容	283
3. 自己資本比率告示第9条の規定が適用される金融業務を営む関連法人等の数、名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容	283
4. 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって 会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容	283
5. 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要	283
自己資本の充実度に関する評価方法の概要	本編88~91
連結グループ全体のリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	本編88~91、7~20
信用リスク(第5号に規定するもの及び第6号のリスクに該当するものを除く)に関する次に掲げる事項	9~14、142~145、
1. リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	158、292、305
2. 会計上の引当て及び償却に関する基準の概要	138、288
3. 標準的手法採用行にあっては、エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機 関等(適格格付機関、経済協力開発機構及び輸出信用機関をいう)の名称(使用する適格格付機関等を変更した場合にあっては、その理由を含む)	158、305
4. 内部格付手法採用行にあっては、次に掲げる事項	
①信用リスク・アセットの額を算出する手法の種類ごとの資産区分別のEAD(標準的手法が適用されるポートフォリオにあっては、エクスポージャーの額)がEADの総額に占める割合	292
②内部格付手法の適用範囲の決定に係る経緯	142、292
③内部格付制度の概要及び当該制度に関する次に掲げる事項の概要	
(i) 資産区分ごとの格付付与手続	142~144
(ii) パラメーター推計(PD、LGD及びEADの推計をいう)及びその検証体制	145
(iii) 内部格付制度並びに使用するモデルの開発及び管理等に係る運営体制	10~11
④①から③までに掲げるもののほか、次の表の上欄及び中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄 に定める事項	
内部格付手法を段階的に適用する計画がない場合 内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分がないとき	
	305
二 内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲	305
内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分があるとき	
一使用する内部格付手法の種類	
二 内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲	_
三 内部格付手法の適用を除外する事業単位(多数である場合にあっては、主な事業単位)又は資産区分の範囲	_
内部格付手法を段階的に適用する計画がある場合	
内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分がないとき	
一 使用する内部格付手法の種類	_
二 内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲	_
三 当該計画の対象となる事業単位又は資産区分の範囲	
四 前号の範囲に適用する信用リスク・アセットの額を算出する手法の種類	
内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分があるとき	
一使用する内部格付手法の種類	
二 内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲	
三 当該計画の対象となる事業単位又は資産区分の範囲	

四 前号の範囲に適用する信用リスク・アセットの額を算出する手法の種類	_
五 内部格付手法の適用を除外する事業単位(多数である場合にあっては、主な事業単位)又は資産区分 の範囲	_
信用リスク削減手法(派生商品取引、レポ形式の取引、信用取引、有価証券の貸付け、現金又は有価証券による担保 の提供、長期決済期間取引その他これらに類する取引に関連して用いられる信用リスク削減手法を除く)に関するリ スクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	161、308
カウンターパーティ信用リスクに関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要(当該カウンターパーティ信用リスクの削減手法に関するものを含む)	162、309
証券化取引に係るリスクに関する次に掲げる事項	
1. リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	173、319
2. 自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号まで(自己資本比率告示第302条の2第2項において準用する場合を含む)に規定する体制の整備及びその運用状況の概要	319
3. 証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の名称及び当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別並びに連結グループの子法人等(連結子法人等を除く)及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引(当該連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む)に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該連結グループがその経営に関与し又は助言を提供しているものの名称	173、319
4. 契約外の信用補完等を提供している証券化目的導管体の名称及び当該証券化目的導管体ごとの当該契約外の信	1/3, 319
用補完等による自己資本への影響	174、319
5. 証券化取引に関する会計方針 6. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称(使用する適格	174、319
6. 証券にエノスが一クヤーの権規ととのサスク・フェイトの利定に使用する過程を直接的な機関を変更した場合にあっては、その理由を含む)	174、319
7. 内部評価方式を使用している場合には、その概要	_
マーケット・リスクに関する次に掲げる事項(自己資本比率告示第2条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係 る額を算入する場合に限る)	
1. リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	14~17
2. 内部モデル方式を使用する場合におけるモデルの概要及び適用範囲	16、329
オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項 1. リスク管理の方針及び手続の概要	17~19
2. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称(部分的に先進的計測手法を適用する場合にあっては、各手法の適用範囲を含む)	331
3. 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項	
①当該手法の概要	17~19
②保険によるリスク削減の有無(保険によるリスク削減を行った場合にあっては、保険の利用方針及び概要を 含む)	331
出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	184、328
金利リスク(マーケット・リスク相当額の算出の対象となっているものを除く。別紙様式第2号第26面及び別紙様式 第4号第21面を除き、以下同じ)に関する次に掲げる事項	
	187、331
第4号第21面を除き、以下同じ)に関する次に掲げる事項	187、331 187、331
第4号第21面を除き、以下同じ)に関する次に掲げる事項 1. リスク管理の方針及び手続の概要	
第4号第21面を除き、以下同じ)に関する次に掲げる事項 1. リスク管理の方針及び手続の概要 2. 金利リスクの算定手法の概要	187、331
第4号第21面を除き、以下同じ)に関する次に掲げる事項 1. リスク管理の方針及び手続の概要 2. 金利リスクの算定手法の概要 連結貸借対照表の科目が別紙様式第5号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明	187、331 332~335
第4号第21面を除き、以下同じ)に関する次に掲げる事項 1. リスク管理の方針及び手続の概要 2. 金利リスクの算定手法の概要 連結貸借対照表の科目が別紙様式第5号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明 自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異及びその要因に関する説明	187、331 332~335 336~338
第4号第21面を除き、以下同じ)に関する次に掲げる事項 1. リスク管理の方針及び手続の概要 2. 金利リスクの算定手法の概要 連結貸借対照表の科目が別紙様式第5号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明 自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異及びその要因に関する説明 平成26年金融庁告示第7号第4条4項	187、331 332~335 336~338
第4号第21面を除き、以下同じ)に関する次に掲げる事項 1. リスク管理の方針及び手続の概要 2. 金利リスクの算定手法の概要 連結貸借対照表の科目が別紙様式第5号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明 自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異及びその要因に関する説明 平成26年金融庁告示第7号第4条4項 (定量的な開示事項) その他金融機関等であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額 信用リスク(第2条第3項第5号に規定するもの、同項第6号のリスクに該当するもの及び次号に規定するものを除く)に関する次に掲げる事項	187、331 332~335 336~338 三井住友銀行
第4号第21面を除き、以下同じ)に関する次に掲げる事項 1. リスク管理の方針及び手続の概要 2. 金利リスクの算定手法の概要 連結貸借対照表の科目が別紙様式第5号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明 自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異及びその要因に関する説明 平成26年金融庁告示第7号第4条4項 (定量的な開示事項) その他金融機関等であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額 信用リスク(第2条第3項第5号に規定するもの、同項第6号のリスクに該当するもの及び次号に規定するものを除く)	187、331 332~335 336~338 三井住友銀行

	②業種別	289
	③残存期間別	289
2.	金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則(平成10年金融再生委員会規則第2号)第4条第2項、第 3項又は第4項に規定する債権に係る債務者のエクスポージャーの期末残高、当該期末残高に対応して計上されている引当金の額及び当該エクスポージャーに係る償却額並びにこれらの次に掲げる区分ごとの内訳	
		290
	②業種別	290
3.	延滞期間別のエクスポージャーの期末残高	291
4.	経営再建又は支援を図ることを目的として貸出条件の緩和を実施した債権(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条第2項に規定する破産更生債権及びこれらに準ずる債権、同条第3項に規定する危険債権又は同条第4項に規定する三月以上延滞債権に該当するものを除く)に係る債務者のエクスポージャーの期末残高のうち、貸出条件の緩和を実施したことに伴い、当該エクスポージャーに係る引当金の額を増加させたものの額及びそれ以外のものの額	291
う)∑	ク・ウェイトのみなし計算(自己資本比率告示第76条の5の規定によりリスク・ウェイトを算出することをい Zは信用リスク・アセットのみなし計算(自己資本比率告示第167条の規定により信用リスク・アセットの額を することをいう)が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額	
1.	自己資本比率告示第76条の5第2項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第167条第2項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャ	
		304
2.	自己資本比率告示第76条の5第6項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第167条第7項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャ	204
2	二 自己資本比率告示第76条の5第9項第1号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又	304
3.	- 自己員本比率告示第76条の5第9項第1号に定める比率をリスク・フェイトとして用いるエクスホーンヤーメは自己資本比率告示第167条第10項第1号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算	
	出するエクスポージャー	304
4.	自己資本比率告示第76条の5第9項第2号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第167条第10項第2号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	304
5	日己資本比率告示第76条の5第10項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第	
٥.	167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	304
定量	量的な開示事項) 的な開示事項は、前項に掲げる事項のほか、別紙様式第2号により作成しております。	
定量		三井住友銀行
定量平月	的な開示事項は、前項に掲げる事項のほか、別紙様式第2号により作成しております。	
定量 平成 (レ/	的な開示事項は、前項に掲げる事項のほか、別紙様式第2号により作成しております。	
定量平月(レノ)連結	的な開示事項は、前項に掲げる事項のほか、別紙様式第2号により作成しております。 第26年金融庁告示第7号第4条5項 ボレッジ比率に関する開示事項)	
定量 平成 (レ/ 連結 1.	的な開示事項は、前項に掲げる事項のほか、別紙様式第2号により作成しております。 26年金融庁告示第7号第4条5項 バレッジ比率に関する開示事項) レバレッジ比率に関する開示事項	三井住友銀行
定量 平成 (レ/ 連結 1.	的な開示事項は、前項に掲げる事項のほか、別紙様式第2号により作成しております。 26年金融庁告示第7号第4条5項 ボレッジ比率に関する開示事項) レバレッジ比率に関する開示事項 連結レバレッジ比率の構成に関する事項	三井住友銀行 339
定量 平成 (レ/ 連結 1. 2.	的な開示事項は、前項に掲げる事項のほか、別紙様式第2号により作成しております。 26年金融庁告示第7号第4条5項 ボレッジ比率に関する開示事項) レバレッジ比率に関する開示事項 連結レバレッジ比率の構成に関する事項	三井住友銀行 339
定量 平成 (レ/ 連結 1. 2. 平成	的な開示事項は、前項に掲げる事項のほか、別紙様式第2号により作成しております。 26年金融庁告示第7号第4条5項 バレッジ比率に関する開示事項) レバレッジ比率に関する開示事項 連結レバレッジ比率の構成に関する事項 前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因(当該差異がある場合に限る。)	三井住友銀行 339 339
定量 平成 (レ/ 連結 1. 2. 平成 (TLA	的な開示事項は、前項に掲げる事項のほか、別紙様式第2号により作成しております。 (26年金融庁告示第7号第4条5項 ベレッジ比率に関する開示事項) レバレッジ比率に関する開示事項 連結レバレッジ比率の構成に関する事項 前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因(当該差異がある場合に限る。) (26年金融庁告示第7号第4条6項 ACに関する開示事項)	三井住友銀行 339 339
定量 平成 (レ/ 連結 1. 2. 平成 (TLA 1.	的な開示事項は、前項に掲げる事項のほか、別紙様式第2号により作成しております。 第26年金融庁告示第7号第4条5項 ベレッジ比率に関する開示事項) レバレッジ比率に関する開示事項 連結レバレッジ比率の構成に関する事項 前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因(当該差異がある場合に限る。) 第26年金融庁告示第7号第4条6項 ACに関する開示事項) 外部総損失吸収力及び資本再構築力の構成等に関する事項	三井住友銀行 339 339
定量 平成 (レ/ 連結 1. 2. 平成 (TLA 1. 2.	的な開示事項は、前項に掲げる事項のほか、別紙様式第2号により作成しております。 第26年金融庁告示第7号第4条5項 ベレッジ比率に関する開示事項) レバレッジ比率に関する開示事項 連結レバレッジ比率の構成に関する事項 前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因(当該差異がある場合に限る。) 第26年金融庁告示第7号第4条6項 ACに関する開示事項) 外部総損失吸収力及び資本再構築力の構成等に関する事項 内部総損失吸収力及び資本再構築力の債権者順位等に関する事項	三井住友銀行 339 339
定量 平成 (レ/ 連結 1. 2. 平成 (TLA 1. 2.	的な開示事項は、前項に掲げる事項のほか、別紙様式第2号により作成しております。 第26年金融庁告示第7号第4条5項 ベレッジ比率に関する開示事項) レバレッジ比率に関する開示事項 連結レバレッジ比率の構成に関する事項 前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因(当該差異がある場合に限る。) 第26年金融庁告示第7号第4条6項 ACに関する開示事項) 外部総損失吸収力及び資本再構築力の構成等に関する事項	三井住友銀行 339 339
定量 <u>平</u> 成 (レノ 連結 1. 2. <u>平</u> 成 (TLA 1. 2. 3.	的な開示事項は、前項に掲げる事項のほか、別紙様式第2号により作成しております。 第26年金融庁告示第7号第4条5項 ベレッジ比率に関する開示事項) レバレッジ比率に関する開示事項 連結レバレッジ比率の構成に関する事項 前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因(当該差異がある場合に限る。) 第26年金融庁告示第7号第4条6項 ACに関する開示事項) 外部総損失吸収力及び資本再構築力の構成等に関する事項 内部総損失吸収力及び資本再構築力の債権者順位等に関する事項	三井住友銀行 339 339
定量 <u>平</u> 成 (レ/ 連結 1. 2. <u>平</u> 成 (TLA 1. 2. 3.	的な開示事項は、前項に掲げる事項のほか、別紙様式第2号により作成しております。 第26年金融庁告示第7号第4条5項 ボレッジ比率に関する開示事項 連結レバレッジ比率の構成に関する事項 前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因(当該差異がある場合に限る。) 第26年金融庁告示第7号第4条6項 ACに関する開示事項) 外部総損失吸収力及び資本再構築力の構成等に関する事項 内部総損失吸収力及び資本再構築力の債権者順位等に関する事項 外部総損失吸収力及び資本再構築力の債権者順位等に関する事項	三井住友銀行339339三井住友銀行□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□<
定量 <u>平</u> 成 (レ/ 連結 1. 2. <u>平</u> 成 (TLA 1. 2. 3.	的な開示事項は、前項に掲げる事項のほか、別紙様式第2号により作成しております。 ②26年金融庁告示第7号第4条5項 ベレッジ比率に関する開示事項 連結レバレッジ比率の構成に関する事項 前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因(当該差異がある場合に限る。) ②26年金融庁告示第7号第4条6項 ACに関する開示事項) 外部総損失吸収力及び資本再構築力の構成等に関する事項 内部総損失吸収力及び資本再構築力の債権者順位等に関する事項 外部総損失吸収力及び資本再構築力の債権者順位等に関する事項 外部総損失吸収力及び資本再構築力の債権者順位等に関する事項 外部総損失吸収力及び資本再構築力の債権者順位等に関する事項	三井住友銀行339339三井住友銀行□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□<
定	的な開示事項は、前項に掲げる事項のほか、別紙様式第2号により作成しております。 26年金融庁告示第7号第4条5項 ボレッジ比率に関する開示事項) レバレッジ比率に関する開示事項 連結レバレッジ比率の構成に関する事項 前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因(当該差異がある場合に限る。) 26年金融庁告示第7号第4条6項 ACに関する開示事項) 外部総損失吸収力及び資本再構築力の構成等に関する事項 内部総損失吸収力及び資本再構築力の債権者順位等に関する事項 外部総損失吸収力及び資本再構築力の債権者順位等に関する事項	三井住友銀行339339三井住友銀行□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□<
定量 <u>平</u> 成 (TLA 1. 2. 3. 平成 (TLA 1. 2. 3. 平成 (連結 1. 1. 2. 3. 平成	的な開示事項は、前項に掲げる事項のほか、別紙様式第2号により作成しております。 ②26年金融庁告示第7号第4条5項 ベレッジ比率に関する開示事項) レバレッジ比率に関する開示事項 連結レバレッジ比率の構成に関する事項 前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因(当該差異がある場合に限る。) ②26年金融庁告示第7号第4条6項 ACに関する開示事項) 外部総損失吸収力及び資本再構築力の構成等に関する事項 内部総損失吸収力及び資本再構築力の債権者順位等に関する事項 外部総損失吸収力及び資本再構築力の債権者順位等に関する事項 外部総損失吸収力及び資本再構築力の債権者順位等に関する事項 ※27年金融庁告示第7号第7条 ご持株会社における連結会計年度の開示事項) 流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項	三井住友銀行 339 339 三井住友銀行 二 二 三井住友 フィナンシャルグループ
定量 <u>平</u> 成 (レノ 連結 1. 2. 3. <u>平</u> 成 (ほき 1. 2. 3. <u>平</u> 成 (銀結 1. 2. 2. 3. <u>平</u> 成	的な開示事項は、前項に掲げる事項のほか、別紙様式第2号により作成しております。 <a #"="" href="https://www.new.new.new.new.new.new.new.new.new.</td><td>三井住友銀行 339 339 三井住友銀行 ニ井住友銀行 ニナー ニー ニー ニナンシャルグループ</td></tr><tr><td>定量
<u>平</u>(レ/
連 1. 2. 3.
<u>平</u>(銀結 1. 2. 3.
・ 3.
・ 3.
・ 4.
・ 4.
・ 5.
・ 7.
・ 6.
・ 7.
・ 7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.</td><td>的な開示事項は、前項に掲げる事項のほか、別紙様式第2号により作成しております。 	三井住友銀行 339 339 三井住友銀行 二 二 二 フィナンシャルグループ 205 205
定 平 (レル 連 1. 2. 3. 平 (TLA 1. 2. 3. 平 (銀籍 1. 2. 3. 4.	的な開示事項は、前項に掲げる事項のほか、別紙様式第2号により作成しております。 (226年金融庁告示第7号第4条5項 ベレッジ比率に関する開示事項) レバレッジ比率に関する開示事項 連結レバレッジ比率の構成に関する事項 前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因(当該差異がある場合に限る。) (26年金融庁告示第7号第4条6項 ACに関する開示事項) 外部総損失吸収力及び資本再構築力の構成等に関する事項 内部総損失吸収力及び資本再構築力の債権者順位等に関する事項 外部総損失吸収力及び資本再構築力の債権者順位等に関する事項 外部総損失吸収力及び資本再構築力の債権者順位等に関する事項 特部会社における連結会計年度の開示事項) 流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項	三井住友銀行 339 339 三井住友銀行 二 二 二 フィナンシャルグループ 205 205 205

連結流動性リスク管理に係る開示事項 1. 流動性に係るリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項 14、16~17 2. 流動性に係るリスク管理上の指標に関する事項 16~17 3. その他流動性に係るリスク管理に関する事項 16~17 平成27年金融庁告示第7号第2条 三井住友銀行 (単体流動性カバレッジ比率を算出する銀行における事業年度の開示事項) 単体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項 1. 時系列における単体流動性カバレッジ比率の変動に関する事項 353 2. 単体流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項 353 3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項 353 4. その他単体流動性カバレッジ比率に関する事項 353 単体流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項 354 単体流動性リスク管理に係る開示事項 1. 流動性に係るリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項 14、16~17 2. 流動性に係るリスク管理上の指標に関する事項 16~17 3. その他流動性に係るリスク管理に関する事項 16~17 平成27年金融庁告示第7号第4条 三井住友銀行 (連結流動性カバレッジ比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項) 連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項 1. 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項 340 2. 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項 340 3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項 340 4. その他連結流動性カバレッジ比率に関する事項 340 連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項 341 連結流動性リスク管理に係る開示事項 1. 流動性に係るリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項 14、16~17 2. 流動性に係るリスク管理上の指標に関する事項 16~17 3. その他流動性に係るリスク管理に関する事項 16~17